

令和2年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年10月27日（火）9時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-2会議室
3. 出席委員 11名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一
委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 0名
5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ② 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ④ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
 - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
 - ⑦ 農業振興地域計画の変更について
 - ⑧ その他
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第10回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号11番 佐藤 富雄委員さんをお願いしたいと思っております。宜しく申し上げます。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっておりますので、よろしく申し上げます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1～8号 8件)

議 長

続きまして、日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号からですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

はい、これについては書いてあるように、地元の方が購入しようということなので何も問題ないかと思っております。よろしく申し上げます。

議 長

議案1号につきまして、質疑があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案1号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案2号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは説明します。

挾間町来鉢の葦松という所ですが、挾間別府線の来鉢からかなり北の方へ入って行った行き止まりみたいなところですよ。

申請農地の面積は2反弱でありましてこれを椎茸のほだ木の栽培場にしたいという話がありました。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案2号について、質問がある方お願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

その椎茸のほだ場というのは人口ほだ場？

4番 大野 重利 委員

そうですね。

3番 高田 英 委員

転用にはかかってこないんでしょうか？

事 務 局

地面に置くだけなら転用にはならないです。

3番 高田 英 委員

あのひらひらしたようなのもしないのですか？

事 務 局

遮光ネットとかですか？ネットも基礎を施工するようなものでなければ問題ないと思います。

それに椎茸は特用林産になるので正確には林業ですけど、農業用という扱いでOKだったかと。

3番 高田 英 委員

ほだ場だと普通周りにパイプを立てて遮光ネットをすと思うのですが、ああいうふうにはしないということでもいいんでしょうか？

4番 大野 重利 委員

そういう説明はなかったですけどね。

議 長

伏せるだけのようですね。

最初種駒打ったら立てる前に伏せこみをするから、それに使うということでしょう。後日にでも一度確認しないといけないかもしれないけど。

3番 高田 英 委員
わかりました。

議 長

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この議案2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは説明します。

これも挾間町来鉢ですが、渡人がもう管理できないので受人が引き受けるということです。

この人は前に農政課にいた人かと思いますが、現在も農地をもって耕作しているし機械もありますので問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案3号について、ご質問があればお願いします。

(8番 佐藤 孝雄 委員より挙手有り。)

佐藤孝雄委員さんどうぞ。

8番 佐藤 孝雄 委員

これ贈与になってるけど、渡人と受人はどんな関係ですか。

事 務 局

親戚とかではなくて近所の方となっています。

8番 佐藤 孝雄 委員

ああ、近所の方？いや贈与になっていたのが気になって。

まあ隣近所の人でもあげるといふことなら何も問題ないんだろうけど。

議 長

他にご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

ちょっと皆さんにお諮りしたいのですが、4号から7号まで私の担当の案件なのですがまとめて説明してもよいでしょうか？

議 長

ではまとめて説明してください。

6番 式田 信一 委員

それでは議案番号4番ですね。

受人は、今回の申請は規模拡大のためとなっていますが、この人は野菜を専門にやっているらしいです。それでどうしても農地を増やしたいということで、売買で購入したということでございます。

それから議案5号ですが、これは場所的には庄内の火葬場の方、深谷の踏切を渡ってすぐ上の三差路付近です。狭い田ばかりのところなんですけど、これも野菜を植えたということでございます。ただこの中で1筆だけ地目田になっているんですけど、現状は山になっています。それで話を聞いたら受人がここには榊を植えたいと言っていました。もう本当に山です。雑草地ではなく、完全に木が生えていました。

それから議案6号、これは受人の家のすぐ近くで売買により購入することとなったということです。

それから議案7号ですが、ここは現状ボロの状態です。幅も狭くて大きなトラクターで行ったらほとんどいっぱいというようなところで、もう畑とかに出来る様子ではないんですが受人が買って管理をしようということでございます。

以上です。

議 長

それでは、議案4号について、質問がある方お願い致します。

受人は推進委員をしている人の旦那さんですか？

6番 式田 信一 委員

そうです。

議 長

やっぱりそうなんですね。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この4号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号について、質問がある方お願い致します。

(4番 大野 重利 委員より挙手有り。)

大野委員さんどうぞ。

4番 大野 重利 委員

5号議案の一番下の筆、榊を植えるという説明があったんですが、榊の場合はどうなるんですか、水田に植えた場合は？

1番 坂本 成一 委員

販売目的があれば別に問題ないんじゃない？

事 務 局

榊も収穫して販売をするので一般的に農作物とみなしても問題ないです。

4番 大野 重利 委員

農作物とみていいわけ？

事 務 局

はい。

議 長

ほかにご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この5号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号について、質問がある方お願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この6号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案7号について、質問がある方お願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この7号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案8号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員より説明をお願い

します。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは8号議案について説明いたします。

場所は高津原という所でございますが、受人は先月1号議案で審議された方でございます。申請地はその田んぼのすぐ隣にある田です。いままで草ぼうぼうで売買の話をしてきたそうなんです、今回売買の話がまとまったので申請したということでございます。

よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案8号について、質問がある方お願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この8号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第2 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第9号 1件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案9号の案件につきまして、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願い致します。

1番 坂本 成一 委員

議案番号9番を説明します。受人は渡人の息子で農業後継者です。親子で畜産、椎茸、米作りを頑張ってます。息子さんが親の名義の土地を借りて、県の補助を使って畜舎と堆肥舎を立てたいということで申請がありました。

一応貸借という形で申請が出てます。別に問題はないかと思えます。審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、この議案9号について、ご質問があればお願いします。

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤一富委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

転用目的のところに宅地とあるけど？

事務局

建物が建つのでそういう表記にしています。実際は建てても地目田のままのことが多いんですけど。

まあ、住宅ではないんですけど。

9番 佐藤 一富 委員

住宅が建つわけじゃない？

事務局

住宅ではないです。

議長

ほかに質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第10号 1件)

議長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案10号ですが、議席番号3番 高田 英委員さんが農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席を致します。

(3番 高田 英 委員 退席)

それでは、議案10号の案件につきまして、私(議席番号7番 縣 次男委員)から説明を致します。

渡人ですが、私も若いころからよく知っていますが、先日あったときにはものすごく年を取ったような感じで、今は85歳ぐらいになるんですけど、最近はあまり仕事ができなくなったと言っておりました。

50代の息子さんがいるんですけど、息子さんも体の方が今一つ弱くて、昔は牛を飼ったり鶏を飼ったりしていたんですけど今は野菜作りだけをしているそうです。それで渡人は少しずつ農地を減らしていこうかと言っていたんですけど、そんな中で今回の案件が出てきたという形です。

それでは、この議案10号について、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、これらの案件 許可相当と認めます。

高田委員さん、お入りください。

(3番 高田 英委員 入室)

高田委員さんに報告します。全員一致で許可相当という意見に決定しました。

3番 高田 英 委員

ありがとうございました。

■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第11～19号 9件)

議 長

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）9件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

では議案11号から12号までは継続の案件ですので一括して審議します。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案11号と12号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案13号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案13号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案14号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案14号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案15号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤一富委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

事務局にちょっと聞きたいんですけど、これはいろいろあったと思うんですけど大丈夫なんですか？

事務局

いろいろあって、やっと申請が出てきたという感じです。

お互いのハンコが押されているので話がついて出てきたということだと思います。

9番 佐藤 一富 委員

この隣の人の方は？

事務局

隣の人の方は以前に出てたと思います。何か月か前に。

9番 佐藤 一富 委員

ああ、じゃあいいです。事務局もちゃんとされてると思うので。

ほかにご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案15号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案16号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤一富委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

16号と17号は借人が同じ人のようなんだけど、住所が大分市古ヶ鶴ってどこらへんですか？

10番 麻生 秀昭 委員

古ヶ鶴っていうと、OBSから下郡の方へ向かったところらへん、岩田高校のちょっと鶴崎寄りのところとかが古ヶ鶴だったかと。

議 長

大分から作りに来るということですね。

10番 麻生 秀昭 委員

そういうことでしょうかね。ちょっと大丈夫かなとは思いますが。

4番 大野 重利 委員

結構遠いけど。

8番 佐藤 孝雄 委員

遠いけど、こっち来てやるということでしょうかね。

ほかにご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案16号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案17号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案17号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案18号ですが、18号と19号で借人が同一のため一括して審議します。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案18号と19号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第5「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」

(議案第20号 1件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）1件あります。事務局

より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）、議案朗読説明。

議長

それではこの議案20号の案件、質問があればお願い致します。

（11番 佐藤 富雄委員より挙手有り。）

佐藤富雄委員さんどうぞ。

11番 佐藤 富雄 委員

これは譲渡人が公社になっているんですが、後者の土地を受人が買うということになるんですか？

議長

前の持ち主が公社に一回所有権移転して、後者から買主に売るということ。公社を通すと税金がかからなくなるとかメリットがある。

事務局

登記の手続きとか全部公社がしてくれるんですよ。

11番 佐藤 富雄 委員

それなら今からはこれに頼んだ方がいいわな。

事務局

でもかなり時間がかかる。

11番 佐藤 富雄 委員

時間がかかっても別にいいわな。

議長

急がないんだったらこれが一番いいかもしれん。

ほかにご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案20号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この件 承認致します。

■日程 第6「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」

（議案第21号 1件）

議長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明。

議長

それでは議案21号の案件、質問があればお願いいたします。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案21号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

事務局

それではここで10分間休憩を取りたいと思います。

9時50分から7号議案を始めたいと思いますのでよろしく申し上げます。

（休憩）

（再開）

議長

皆さん全員揃いましたので、日程7の方に入っていきたいと思います。

農政課の方が来ておりますので農政課の方から説明をしていただきます。よろしく申し上げます。

農政課

日程 第7 農業振興地域計画の変更について、議案朗読説明。

議長

農政課から説明が終わりましたが、質問があればお願いいたします。

（9番 佐藤 一富委員より挙手有り。）

佐藤一富委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

資料の3ページに、荒廃農地について新規就農者等の農業の担い手対策を促進し、荒廃農地の減少に取り組んでいきますとありますが、新規就農者がわざわざ荒廃農地を借りますか？おかしくないですか？

農政課

先日大分県の会議があったんですが、農地中間管理機構は今貸し借りしかできない形なのですが、荒廃農地を機構が買い取って整備した形でマッチングできないかという願いをしております。

実際、荒廃農地を農地バンクに登録しても佐藤一富委員がおっしゃられるようにやっぱ

り借り手がないんです。

それで、どうしてもこういう現実がありますということで県の会議の中で言いまして、できたら機構が買い取って整備してマッチングを行えないかという提案をしております。

9番 佐藤 一富 委員

それでな、荒廃農地を減少させるというならもう少し違った方法を、全面的にというのはできないやろうけど、地区ごとに部分的にでも具体策みたいなものが無いと、担い手に期待するというようなことじゃ私は無理じゃないかなと思います。

まあ、それはそれとして、地区別の農地の減り具合、これについてなんだけど、挟間地域の特に中心地、イオンの近辺の北方から上市や下市、それに古野はほぼ毎月議案が出てくる。虫食い状態になっている農地がほぼ毎月宅地に転用で上がってくる。そうなるこの計画のマイナスの数字で大丈夫かなというぐらい挟間は農地が減るんじゃないかなと思う。

この数字の見込みは少し甘いんじゃないかなって私は思うんですけど。この数字がどうやって出てるかはわからないんですけど。

農 政 課

そうですね、実際のところ随時変更と編入とかがありましてそのあたりの土地の動きとしてはプラマイゼロぐらいになっているんですが、荒廃農地の分が減っているような状況でありましてそれが7.8%ぐらいある現状です。

それで目標を立てるにあたりまして、この数字は確かに厳しい数字なんですけど、県に計画を出すのに高い目標値にしておかないといけないためこの数値を出しております。この目標を必ず守らなければならないというわけではなくて目標値という形で県と話し合った結果ですので、その辺はご了承いただければと思います。

9番 佐藤 一富 委員

現在荒廃農地が増えているのは、農地の価値が低くて買い手がいない状況があると思うんだけど、農地を売買したときは登記とかするのに1筆当たり5万ぐらいはかかりますよね、経費として。猫の額みたいな小さな土地でも1筆は1筆だから。そうすると土地を安く買ったとしても土地代よりも登記代の方が高くなってしまふ。

集約するのかなんとか言ってもそこらへんでうまくいかないと思う。その辺も少し検討してもらえないかなというのが、本当に新規就農で農業をしようとする人が来た時に、そういう登記代が農地代以上にかかるというあたりを行政として対応してもらえたら土地が動くようになるのかなと。そうすれば集約化も出来るんじゃないかなと思うんです。

土地代が50万かかって、その登記代が100万かかるような状況じゃとてもじゃないけど集約なんてできないと思う。だからそういう部分に力を入れてくれたら少しは変わるのかなと。一概にはそうじゃないかもしれないけど。まあ、そこらへんも検討してもらえればありがたいかなと。

農 政 課

はい、わかりました。

議 長

私からもちょっといいですか？

荒廃農地を買った場合なんですけど、7月の農業委員会で皆さんに承認もらって買った農地があるんですけど、減反によって約3反がかなり荒れているところで、今人を雇って切っているんですけど、そういうのを応援するような資金というのはないんですか？

今は自分で業者を雇ってるんですけど、乗り込み型のモアがあって全部押し倒して刈り倒していくんですよ。1反を30分ぐらいでやってしまっただけで、刈ったやつはぜんぶチップになってるからあとで起こせば肥料になっていいな一って思ったんですけど、結構費用は高かったんですけど。

だからそういう耕作放棄地をどうかするのを応援する資金があったら皆さんも自分でどうにかしようかとなるかなって思うんです。

今度皆さんに承認貰いましたけど、隣の人の土地を全部買ったんですけど司法書士さんに払った登記費用が60万ですよ。佐藤委員さんが言ったように土地代にプラスして登記代がすごいな一って思って。だからもうちょっとなんかないかな一って思いながらいつもしてるんですけど。

1番 坂本 成一 委員

それこそ、中間管理機構がもうちょっと気を利かせて動いてくれれば何らかの手間の軽減にはなるんじゃないかなと思うけど。

議 長

だからさっき課長補佐が言ったように、中間管理機構が放棄地を買ってくれてそして皆さんに売るとかそういうふうにしてくれるとすごくいいですね。さっきすごくいい意見だと思ってそれなら利用したいと思いました。

農 政 課

そうですね、いま一富委員さんと会長が言われた通り、自分の農地が耕作はできないけど売りに売れない、買い手がいない、かといって農地のため普通の人には売れないということでどうしたらいいのかっていう相談が私のところにもかなり来るんです。

それで今回、県の会議がちょうどあったんで先ほど言ったとおり中間管理機構がまとめて買い取って新規の人に渡すような形に何とかできないかというのを要望してきたんですけど、実際にできるかどうかというのはまだわかりません。

議 長

農地を買う人もね、山になっているようなところだから土地代は安かったとしても、刈った後に竹を切って木を切って農地にするって言ったなら土地代の2倍、3倍のお金と手間がかかったりする。そういうのを何か制度にしてもらわないと、耕作放棄地はかなりのところが山になってるから、私は追い付かないんじゃないかなって思います。

2番 竹内 正敏 委員

そんな土地じゃ収益上げれないわな。

議 長

上げきらないです。
それに新規就農者ならなおさらそう。

私の地元の塚原でも農業をやりたいっていう人はいるんですよ。

その人は安い機械を、トラクターとかコンバインとかは買ったんですけど、土地は一つも持ってないんですよ。そういう人でも荒れた土地は安いからって飛びつかないです。やっぱりすぐに収入をあげられるような農地じゃないとね。

耕作放棄地はいくらでもあるんですけどね。だから借りた方がいいってなる。

9番 佐藤 一富 委員

今日の午後に、皆さんも知っているだろうけど昔うちの地元の谷で0さんっていう人が大百姓をしていたんですけど、その人が亡くなって子供さんが後継でやりかけたんですけど1年で限界になってほとんどの土地を地主に返してしまった。そうしたらそこが1年たたないうちにボロ山になっていってる。それで地区の人とかと相談して、そこを基盤整備しようとなったんです。

その中で農地中間管理機構に全面的に預かってくれという話をしているんだけど、いざ野の話をするとう機構が全然うんといわない。地主はそうしてほしいという話をするんだけど、機構は首を縦に振らない。基盤整備をするとなると予算の関係とか何とかで数年はかかるから、その間の管理がどうだとかこうだとか言い出してもう話が進まない。その間は地主が草刈りをするような話もするんだけど、機構もいい場所じゃないと借りないという感じなんです。

議 長

課長補佐が先ほど言われた機構の制度、すごくいいなと思ったんでぜひ進めれるようにしていただきたいと思います。

10番 麻生 秀昭 委員

放棄地の問題でこれだけ困っているけど、例えば市役所の職員とか自分のところに田んぼを持っている人とかいると思うけど、田をしてない人がいっぱいいる。

実際、一昨日に挾間の方を見て回る機会があったんで、海老毛とか茅場とか見て回ったんです。私ね、平成7年ぐらいから10年ぐらい挾間町で勤務したことがあったんですがその時に田を作っていたところが今は全く作ってない。そういうところは現在は猪とか鹿が入り込んでから田の畔とか水路とか水除けとかみんな壊されてる。そんなところで農業やろうとしたら大変で、誰も手を出しませんよ。

私の家の近くの農地もそう。何回も泥上げしてもたちまちのうちに畔も法面も壊して水路が埋まってしまう。だからもうダムみたいにあってる。トラクターもコンバインも入りきらんような状態になってる。だから荒地地にしてしまったらもう手に負えない。これに手を打ってと言っても誰もやれないんじゃない？おそらく時松の方とかも荒地果ててるんじゃないかと思う。何人か作る人がいても、荒地地になっていくところの方が多い。

だから本当に国の施策が、農業をやって成り立つような、生活のできる農業の形にしてもらわないとこれからは無理。

3番 高田 英 委員

この計画って農業の振興のような部分っていうのは入ってこないんですか？農業振興施策。

農 政 課

一応この中に入っていますが、方向性という形で入っています。

3番 高田 英 委員

つまりですね、なぜ放棄地が増えるかという、要するに農業で儲ければ年取った人でも頑張ってるんですね。

だから、新規就農者を探すという方に視点が向いてるかもしれませんが、そうじゃなくて既存の今頑張っている農家の人たちが潤うような施策を市が率先して進行していくべきではないかと思うんですよね。

やっぱり湯布院に合った野菜、庄内に合った野菜と地域性があると思うんで県の指導を受けながらこの地域ではこういうことをやっていきたいと思います、こういうことは本来各地域の農協がやっていたと思いますが今は農協が合併してほぼ衰退していて頼

りないので、やはり行政が主導となりやるべきではないかって思うんです。

いろんな農家、認定農業者の方に聞いても、正直言って農政課ってなにもやってくれないね、補助金の話とかはあるけど根本の振興策が何もないんじゃないのっていつも皆さん言っているんですね。

だから農地を売りたい、でも農振法・農地法に引っかかってできない。農地を守れと言っている一方で農業振興は遅れているんで、農家の方はせめて土地を売って収入を得たい、でもかたや法で縛られている。このバランスが今崩れているんです。だから耕作放棄地はどんどん増えていく。

そういう状況なので、県が数年前から畑地化というものを進めていると思いますが、そういった面で米一本ではなくて野菜に目を向けてほしい、振興策を入れてほしいと思うのですが。

農 政 課

現在水田畑地化ということで県と話し合いを重ねております。重点作物等も設定いたしまして、今後地域を定めてその地域に説明に伺って取り組んでいただけないかという話し合いをしていこうと計画しております。

それと今トウガラシを推進してほしいと言われていたところでして、今取り組んでいるところです。先般説明会をしましたら由布市内全体で80名ほどの参加をいただきまして、そちらを優先してやっっていこうと考えております。また今後その他の品目につきましても水田畑地化と団地化計画等を含めまして施策をやっっていくつもりでございます。

3番 高田 英 委員

なので、そういったのがこの計画に上がってくるとこれを元に進められるのかなと思っただけなんですけど。

この計画はおそらく5～6年前の計画と何ら変わってないのではと思うんですけど。

農 政 課

なので、そういったところを意見として取り込んでいきますのでよろしくお願ひします。

9番 佐藤 一富 委員

どんな作物をするにしても、今までのように1つ施設を造ったとしても、全て一元の下で収穫をし、選別をし、出荷できるようにするというのは無理。生産部門と流通の部門は別にしないと、いくら言っても生産部門の数は増えない。高齢化で減るばかり。

これからは基本的な考え方を昔と変えて、出荷体制が取れる施設とかをまず確保しておかないと、生産はしないといけない選別はしないといけない出荷もしないといけないじゃあこれから伸びていく可能性はない。

農 政 課

佐藤委員さんの言われる通り、やはり儲かるというのが大前提でないといくらやっても続かないと私たちも思っております。

それで、以前でしたらJAさんがそのメインとなっていたかと思いますが、今はあまり動いていないのかなと思います。それで、県の方と販売のルートとかも合わせて水田畑地化の話を行っております。

5番 江藤 国子 委員

あの一、就職相談会とかで新規就農者をいっぱい集めてくるのはいいんですけど、そのあとの売り方のサポートとか、今うちで頼まれて一人研修しているんですけどそのあと独立していくときの土地のお世話とかハウスのお世話とかが全くないものだから、うちがお世

話してあげないといけなくて、うちの生産量も落ちてしまし新規就農の人の面倒をずっと見ていかないといけないんで、市の方は呼んできたんならその分ちゃんとその人たちの面倒を見てくれないといくら呼んできてでも定着しないと思うんですよ。

今新規就農の人って野菜を作ってもなかなか市内じゃ売れないんで、湯布院の方の人は玖珠の農協まで持って行って、それから西鉄系のスーパーに玖珠の農協経由で売ってたりするんですよ。挾間や庄内の方は大分の農協のところまで持って行って、そこからトキハ系のお店に売ってたりするんです。せっかく作ったものをわざわざ遠くまで運ぶ時間とかもったいないんで、やっぱり市の方でちゃんと売れるような木の花ガルド的な物を作って福岡方面で売って行ったらすごく売れるようになると思うんで、面積増やして荒れたところも耕していけるかと思うんですよ。もうちょっと市の方が売り先を考えてあげないとやっていけないと思うんです。

もうちょっと具体的にやってあげないと、やっぱり個人で2トン車買って、配送ルートを作るといのは難しいんですよ。農協もあまりしてくれないんで、もうちょっと本気になって考えないといけないと思うんです。

農 政 課

そうですね、以前は農協がそういう所をカバーしていたんでしょけど、最近は少し動きが足りないということで、今後行政としてもそういうことを考えていった方がいいのかなと思うんですけど・・・。

3番 高田 英 委員

ほんとそうやってほしいですね。

あの一、出張旅費をたくさん取って国内から海外まで行ってもいい、2~3ヵ月帰ってこなくてもいいので様々な場所の事例を研究して調べてくるぐらいの気持ちで予算取って大々的にやらないとだめだと思うんです。販路まで見つけてこういう販路で流通させればいいということまでないとだめだと思う。

多分、昔から米一筋でやってるような農家さんはそういうところまでは全然わからないわけですよ。でも江藤委員のどこなんかはそういう面では旅館とかいろいろなところと接してきているから流通先とかわかるけど、普通の方はなかなかわからないので、そこはぜひ行政にやってほしいです。

農 政 課

そうですね、その水田畑地化の会議の中でもちょっと意見を言わせてもらったんですけど、県で推進しろというけど今まで米しかやってないような農家の人はいきなりというのは怖くて転換できないですって言ったんですよ。

ですので、そこを安心して畑地化できるように、今言われたような販路とか出荷体制とか県の主導でどういったものをするかというのを示してもらって市に下していただいて出来ることをやっていくという話を今進めています。

畑地化の中でも団地化して行こうものとは団地化できない個別の畑地化があります。その中で市と県の間で話し合っているのは、まず販路をきちっとしてから19品目の重点作物を推奨していこうと。各地区とか各土地の形状とかに合った品目を推奨していこうということで、販路なしということじゃなくて販路を主にした推奨を図っていこうと思っています。

その中の一つとして、団地化の中では比較的大きいキウイとかの推奨をしていって出荷先も県内の方で確保されております。あと、個別の畑地化についてはトウガラシですね。トウガラシについては個人個人でやって、団地化ではないんですけど周辺地域で頑張ってもらって、それは市の方で販路を作っておりますので集約して流通に乗せていく、そういう考えて進めていきたいと思えます。

あと、新規就農の方につきましては江藤委員の言う通りちょっと改善の余地があると思います。もちろんサポートを、新規就農の補助金だけではなく、補助金が切れた後のサポートに手を尽くすような形は今後検討していきたいと思いますし、あと新規就農の方には若手の会議とかも作っておりますのでその中に参加していただければ、そのなかで意見交換を、結構激しい意見交換をしますのでその中で内もサポートしますし、農家の情報共有も進めていきたいと思います。

5番 江藤 国子 委員

わくわく農業会議とかのことですね。

去年の1月頃にハウスの調査を市がされたかと思うんですけど、その結果とかを新規就農の人とか規模拡大したい人とかにも教えてあげるともっと貸し借りが進むと思います。調査したままにも教えてくれないからみんな探すのが大変だなと思って。

あと、農業を振興するときに大きなのをやろうとするとこけた時に大変なんで、小さな農家を全体的に上げていく方がいいかと思うんですけど。

農 政 課

ええ。ただ、まず大きい団地を造って産地作りをして、そのあとでそこに小さい農家さんが加わっていただくという形も取れますし、まずはある程度の量ができないとどうしても出荷するのに困難な面がありますので。

さっき言ったようなトウガラシは小さい農家でもOKですということでしたので、トウガラシの方は個人個人でお願いしましたし、大きい部分については団地化等によって、梨とかは法人を中心に大きく作ってもらって、そこから広げていければなという気持ちです。

3番 高田 英 委員

今回は農業委員からの意見の吸い上げという感じなんですかね。

農 政 課

そうですね、今いただいた意見を本文の中に盛り込ませていただきたいと思います。

3番 高田 英 委員

これを見ると11月上旬に農政対策審議会諮問となっておりますが、もうすぐですね。

農 政 課

そうですね、これが終わったらもうすぐです。

3番 高田 英 委員

私は本来は農政対策審議会で審議されてから農業委員会に上がってくるのが本来の流れではないかなと思うんですが。

農 政 課

どっちが先かというのは内部でも話になったんですが、農業委員会と各組織の意見をまとめてから審議会にかけた方がいいのではということに落ち着きまして、この順番にさせていただきました。

事 務 局

他にご意見有りますか。いいでしょうか。

この案件につきましては、農転の関係で総会に随時かかる物もありますので、その都度

協議していくということで。

概要は農政課の担当が話した通りの概要で変更を進めていくということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議

長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。